

# 平安時代後期の僧侶の教育について

A Study of Buddhist Priests' Education during the Later Heian Period

杉 本 理

## 【論文要旨】

本稿では、平安時代後期における僧侶の教育について、教育史の観点から考察した。

教育史では、平安時代の僧侶の教育については、天台宗を開いた最澄、真言宗を開いた空海というように、各宗派の宗祖による自派の僧侶に対する教育方針や方法については、先行の研究により多くの成果をあげてきた。現在の重要な課題は、平安から鎌倉時代にかけて、顕密仏教が展開する過程で、自派の僧侶の養成のためのカリキュラムや教育内容の解明である。

かかる所期の課題に基づき、第一章では、僧侶の教育の場としての役割を果たしたところの、寺院で行われた法会について考察した。その結果、寺院の法会の実態では、各寺院が主宰する法会と、国家が主宰する法会という重層的な体系を構築していたこと、加えて、寺院の構成メンバーの僧侶が、法会の歴史的意義について認識して

いたことを明らかにした。第二章では、前章でみた法会の体系的枠組の中で、法会の場で教育を受ける準備段階、教材、法会における教育の内容やテキストについて、さらに教育上与える評価、以上の点について解明出来たように思う。

## はじめに

本稿の課題は、平安時代後期における、寺院の僧侶の教育の実態について解明することにある。

従来、教育史において、平安時代の僧侶の教育については、天台宗を開いた最澄、真言宗を開いた空海、各々の一宗の僧侶養成の方法や教育の内容に、研究の重点が置かれてきたといえよう。<sup>1)</sup>

他方、黒田俊雄氏による「顕密体制」論の提起以降、仏教史・寺院史の分野における近年の研究成果には著しいものがある。なかでも、顕密寺院の組織・教学・僧侶の宗教活動・仏教儀礼など、日本

中世の宗教勢力の主流をなした顕密寺院（旧仏教）の全体像が明らかになりつつあるといえよう。<sup>2)</sup>

叙上の研究成果を受けて、高山有紀氏は、顕密寺院で行われていた法会に着目し、教育史の視座から、奈良興福寺の維摩会を取り上げ、その実態について検討している。高山氏は、一連の検討作業を通じて、維摩会遂行を支える基盤となった興福寺の教学の内容や歴史、維摩会を構成したメンバーと、その職掌、法会の目的や内容について明らかにしているのである。<sup>3)</sup> 高山氏の研究成果により、維摩会という法会が、興福寺の僧侶の、いわば教育水準の向上に重要な役割を果たしていた事実が実証されたといえるのである。しかしながら、残された課題も多い。一つの課題は、法会全体の中で具体的にどの部分が僧侶の教育に相当するのかという課題である。さらに、寺院で行われる数多くの法会が、僧侶の教育カリキュラムの中でのいかなる位置を占めるものであったかという課題である。

平安時代後期は、日本が古代律令国家体制から中世権門体制へと大きく転換する時代であり、これに対応する形で寺院社会も構造的に展開をみせる時期である。<sup>4)</sup> かかる時期の僧侶の教育の内容を解明することは、教育史上において、重要な意義があると考えられるのである。

かかる所期の課題に基づき、僧侶の教育について考察したい。次章では、僧侶の教育としての法会について考える前提として、平安時代後期の法会の実態を明らかにしたい。

## 一

平安時代後期の法会は、法会の主宰者を基準として、公請の法会と寺内の法会の二種に大別される。公請の法会とは、国家が「国家安穩・五穀豊穡」を目的として、東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺などの顕密寺院の僧侶を招請して行う法会のことである。公（国家）が招請する法会ということで、当該期、公請の法会と呼ばれたのである。これに対して、寺内の法会とは、上述の各顕密寺院が、自らの宗派の教学の振興を目的として、寺院の内部で行う法会のことである。

公請の法会と寺内の法会という二種の法会がもつ社会的意義については、各法会の実態を明らかにする過程で述べてみたいと思う。次に、平安時代後期の公請の法会についてその実態をみていきたい。時代により変遷はあるが、当該期に国家が主宰する恒例の法会の数は、およそ一七にのぼる。<sup>5)</sup> では、かかる法会は、いかなる国家行政上の手続きを踏まえて開催されるのであろうか。この問題について、法成寺法華八講について詳述した平信範の『兵範記』の記事からみていきたい。

法成寺法華八講とは、毎年一月二九日または三〇日より一二月四日まで、法成寺を建立した藤原道長の命日の四日を結願日とし、道長を追善する目的で、『法華経』を講説する法会である。<sup>6)</sup> この法

会では、『法華經』八巻を朝・夕の二座に分けて、經典の内容について質問する問者、これに答える講師、両者の論義について判定する探題（証義）の主要三者で進行する、いわば『法華經』をテキストとし、その内容をめぐり、各宗の僧侶が国家主宰という公的な場で、各宗の教学水準がいかに高いかを表明する性格をもっていたのである。したがって、法成寺法華八講に出席を招請されるということは、各宗の僧侶にとって、自宗の教学を代表することを意味し、榮譽と責任をとるものであったのである。

では、かかる法成寺法華八講は、開催するにあたって、いかなる手続きがとられたのであろうか。『兵範記』保元元年（一一五六）の法成寺法華八講の事例を通じて検証したい。

法成寺法華八講開催にあたって、『兵範記』の著者平信範は、約一ヶ月前の十月二九日には準備作業に入ったことが次に掲げる記事からうかがえる。

候殿御八講、去年僧名并入闕請之輩、仰寺家公文永尊令注申、又堅義事依御定、遣仰天台座主并山階寺別当許、殿下仰云、有患之時、先例被止堅義、今年諒闇間也、而嘉承二年有堅義哉否、可尋彼例者。<sup>7</sup>

この記事によれば、平信範が、「殿下」＝藤原忠通と法成寺法華八講をめぐり、協議していることがわかるのである。この史料によれば、平信範が、去年の参加した僧侶については、法成寺の公文永尊に、今年の堅義に出席する僧侶については、天台座主（延暦寺）

と山階寺別当（興福寺）に各々照会する旨を忠通に報告していることがわかるのである。これに対して、忠通が、保元元年が諒闇にあたることから、堀河天皇が死去し諒闇に相当した嘉承二年に堅義を中止した事実があったのか否かを確認する旨、信範に指示していることがわかるのである。信範は調査の結果、嘉承二年にも堅義が実施されている旨を忠通に報告している。<sup>8</sup>

藤原忠通は、一月七日には「可定申御八講僧名」の会議を経て、決定した出席する僧侶の「定文」を法成寺公文の永尊に下している事実がわかるのである。<sup>9</sup>

ここまでの検証した事実から、法成寺法華八講の場合、この法会が、藤原道長の追善仏事を目的とするという性格上、藤原氏の氏長者の忠通が僧侶の招請を決定したことが理解できるのである。そして、このことは、当該期の国家主宰の法会において、手続きの段階から国家が一元的に管理するわけではない事を、法成寺法華八講の事例は示しているのである。<sup>10</sup>

この法成寺法華八講が、『法華經』をテキストとして論議する法会であることは先述した通りである。保元元年においても、法会第二日目の一日に「法相宗論義」として、南都（興福寺・東大寺）の僧侶による論義があったことがわかるのである。講師は、朝座光覚・夕座も光覚が勤め、問者は、朝座章実・夕座顕恵が各々勤め、論義の判定役の探題は、恵暁が勤仕していることがわかるのである。<sup>11</sup> 論義の内容は不明であるが、こうした公的な法会の場において、自

宗の教学（学問）水準を論義という方法により、その水準の高さを表明しているのである。<sup>12)</sup>

ここまで検討を加えた法成寺法華八請の事例により、公請の法会の開催手続き、法会における論義の寺院の立場からみた重要性が明らかになったように思う。

次に、平安時代後期の法会について、前述の論義も含め、全体にどのような構成で遂行されたのであろうかという問題について、宮中最勝講を事例に取り上げ、検討してみたい。<sup>13)</sup> この検討作業により、当該期の法会の実態にせまることができると考えるからである。

宮中最勝講は、長保四年（一〇〇二）創設され、宮中の清涼殿において『金光明最勝王経』をテキストとして、南都と天台（東大寺・興福寺と延暦寺・園城寺）の僧侶を招請して国家が主宰する法会である。主宰者側からは、公卿・藏人頭等が列席し、招請者側は、証義（探題）・講師・聴衆（問者）の各々の役を勤める僧侶などが出席するのである。法会の期間は五日間で、先述の法成寺法華八講と同じく、毎日朝夕の二座が設けられた。

この宮中最勝講の法会全体の構成について、「最勝講次第」という題名が付せられた、仁和寺所蔵の史料から復元してみたい。<sup>14)</sup> これによれば、主宰者側の公卿と招請の僧侶が最勝講の会場に入るところから起筆されている。順をおって復元を試みると、

- 一、講師登高座
- 一、唄（如来唄）

- 一、散花
- 一、藏人頭願文

- 一、表白

- 一、神分

- 一、経題

- 一、講問論義

- 一、六種廻向

- 一、三礼・行香

という式次第で構成されていることが理解できるのである。唄は、法会（ここでは最勝講）の最初に、仏徳を讃歎する声明である。次の散花は、花を会場に散布してこれから始まる法会のために莊厳し整えるものである。

宮中最勝講が、国家主宰の法会である事実を象徴的に示すのが、散花が終わり、表白が始まる前にある藏人頭願文である。これは、藏人頭が天皇の「御願」の趣旨を講師に仰せ伝えるものである。

表白は、法会の実施に際して、その開催の趣旨を列席者に表明することであり、神分は、仏法守護の神々を法会の会場に呼び迎える儀式である。経題は、經典のタイトルに旋律をつけて唱えることである。

次の講問論義は、講師と問者に分かれ、教材の『金光明最勝王経』の内容理解について、問者が質問し、講師がそれに対して解答する問答形式により展開し、「次問者拏第二重疑 次又答え」というよ

うに、二問二答まで行われたことが理解できるのである。ここで強調しておきたいのは、主宰者側・招請の僧の注視の中、講師・問者の僧侶の学力水準が講問論義という場で明らかになるという事実である。この事実は、法会という場、もしくは法会で実施される論義の場が、僧侶の教育において果す機能の重要性を物語っているといえよう。

以上、宮中最勝講の事例を通じて、法会の構成や法会の中の論義の位置が明らかにされたように思う。さらに、宮中最勝講や前述の法成寺法華八講などの一連の検討作業から、法会の主宰者側、すなわち世俗社会と寺院社会という異なる構成原理をもつ社会が、法会という場を共有することにより、「王法仏法相依」の理念を絶えず確認しあうという社会的意義を、公請の法会はもっていたと理解できるのである。<sup>16)</sup>

次に、寺内の法会について触れておきたい。寺内の法会は、主宰者が興福寺慈恩会・東大寺方広会・延暦寺六月会という名称からもわかる通り、寺院であるという点で、公請の法会と異なる。他方、法会全体の構成については、前述の宮中最勝講などの公請の法会と大きな違いはない。<sup>17)</sup>

したがって、次に検討すべき問題は、各寺院で行われる法会が寺院の中で果たした教育的役割や社会的意義という点である。さらに平安時代後期において、公請の法会と寺内の法会が、いかなる関係にあったのかという問題である。この二点の問題について、以下検

討してみたい。

一般に寺内の法会と呼ばれる各寺院の法会が、自宗の教学振興を目的として遂行されたものであるという点で、共通の理解は得られている。<sup>18)</sup> 法会と僧侶の教育の問題は、次章で改めて述べるが、各寺院に帰属する僧侶が、自宗の法会についていかなる認識をしていたのかという観点から、寺院内部における法会の教育的役割について確認しておきたい。

次に示す史料は、東大寺の宗性が寺内の法会の法華会について言及し、この法会の重要性を強調したものである。

夫、今<sup>「法華会」</sup>大会者、鎮護国家之御願、興隆佛法之濫觴也、論年記者五百余歳、久講一乘一実之真文、(中略)爰講匠稽古举高三余之勤、被人鑽仰功深八斗之才聞、世恥少敏青之功、猥举開白之疑。<sup>19)</sup>

この史料の中で、東大寺の僧侶宗性は、同寺で行われる法華会について、鎮護国家を目的として創設され、「仏法」が興隆することになった「濫觴」に起源であるとして、その目的と意義を強調している。続けて、五百年にわたり、『法華経』の(法華)一乗を講じた歴史に触れた後、この法華会に出仕した僧侶(講師)の勉学ぶりに言及して、法華会の「開白之疑」を抱くことを、宗性がいましめる内容となっている。

東大寺の僧侶宗性が、同寺の寺内の法会である法華会について、僧侶の勉学はもちろんもこと、歴史的な面からもその重要性を認識

していた事実を、右の史料は示しているといえよう。この事実は僧侶が帰属する寺院内部の法会について、その歴史的意義を十分に認識し、寺院社会への帰属意識を高める社会的役割を果たしていたことを示す事例と理解することができるのである。

寺内の法会が、寺院を構成する僧侶の認識という面から、かかる役割を果たしていたことは確認できたように思う。次に、平安時代後期、かかる寺内の法会と公請の法会が、いかなる関係にあったのか、という問題について確認しておきたい。

公請の法会は、九世紀に整備された南京三会（宮中御齋会・興福寺維摩会・薬師寺最勝会）、一一世紀に創設された北京三会（円宗寺法華会・同最勝会・法勝寺大乘会）、一二世紀に完備された三講（宮中最勝講・仙洞最勝講・法勝寺法華八講）の三会・三講を頂点に、前述の法成寺法華八講などの他の法会により構成されていた。<sup>20</sup> 「天下安穩・五穀豊穰」という、国家の重要な政策遂行の一つとして、公請の法会は、重要な役割を果たしていたのである。<sup>21</sup> ここに、国家が主宰して法会を実施する必然性が存したのである。

そして、僧侶が公請の法会に出仕するためには、東大寺など各寺院が主宰する寺内の法会において、聴衆や講師を勤めた「寺成業者」<sup>22</sup>の資格を得る必要があったのである。

寺内の法会と公請の法会は、別々に機能していたのではなく、有機的関係を形成する、いわば、重層的な法会の体系を構成していたのである。

以上が、平安時代後期の法会の実態である。次章では、かかる重層的な法会の体系の枠組の中で、僧侶の教育が実施された内容について検討することにより、所期の課題にアプローチしたい。

## 二

本章では、法会の場で教育を受ける前の準備段階において、僧侶の教育に使用される教材について、初めに検証してみたいと思う。僧侶の教育に使われる教材には、様々なものが存在する。そして、教材全般を総称して「聖教」と呼ばれていた。<sup>23</sup> 本稿では、法会の論義に出席する僧侶の教育に用いられた「聖教」に問題をしばって検討してみたい。

寺院の僧侶は、公請もしくは寺内を問わず行なわれる法会と、そこで行われる論義の場に出席することにより、自らの学力向上を図っていたといえる。なかでも豎義と呼ばれる論義の一形式は、僧侶として認められるための最初の試問であったといえよう。<sup>24</sup> したがって、法会の場で実施される論義は、僧侶のカリキュラムの中でも、重要な位置を占めるものであったのではなからうか。この点も含め、以下本章で検討するが、まづ初めに、論義出席の僧侶の教育に使用された教材「聖教」の内容について検証したい。

法会の論義に出席することが決定した僧侶は、どのような教材（聖教）によって教育を受けたのであろうか。

次に掲げる史料は、論義草の内容の一端を物語るものといえよう。

問、法花論中説第八地無功用智相云、不同下上故<sup>25</sup>、所云上者  
可第九地行耶<sup>26</sup>

と、あるように、過去の法会の中の論義において、『法華玄論』などの經典の注釈書から出された論題を編集したのが論義草である。そして、論義に出席することが決まった僧侶は、過去に出題された論題を編集した論義草を教材として、事前に教育を受けたものと考えられるのである。

次に、法会出席にあたり、事前に論義草により教育を受けた僧侶が、法会当日において、いかなる教育を受けたのか、法会の中の僧侶の教育の実態について検証してみたい。

左に掲げる史料は、法会開催前に、いかなる準備を行い法会に臨んだのかを示す史料である。

堅者参礼仏、読上短冊登高座、次分短冊<sup>26</sup>

この記事によれば、法会の当日、堅者の僧侶は、本尊仏を参礼の後、予想される問題が書かれた短冊を読み上げて高座に登る。そして、堅者は高座の机上にその短冊を並べて、来るべき試問に備えるのである。

堅者は、法会当日に短冊を渡されるまでは、出題される問題を知らない。ここに、法会における僧侶の教育の厳しさをうかがうことが出来る。

次に、法会が始まり、進行する実際の場において、僧侶の教育が

いかに実施されたのか、法会における教育の内容について検証してみたい。

鎌倉時代前期、東大寺の宗性が書写した『法勝寺御八講問答記』が、現在、東大寺に伝えられている。『法勝寺御八講問答記』は、京都の法勝寺において、天承元年（一一三一）に始められた法華八講という法会の中で、毎日朝・夕に講師と問者が交した論義の問一答を記録したものである。過去の論義の記録を書写することにより、来たるべき法会に備えて勉強するという意味で、教材としての論義草であったといえる。

本稿では、この『法勝寺御八講問答記』を分析の素材として、法会における僧侶の教育について、以下検証してみたい。

法勝寺御八講とは、白河上皇の追善のため、鳥羽上皇により始修された法会である<sup>27</sup>。そして、『法勝寺御八講問答記』<sup>28</sup>には、天承元年に七月三日から七日の五日間にわたって行われたこの法会における問者と講師の問一答の詳細が記録されているのである。五日間の朝・夕座の論義の中で、最も白熱したと思われる、第二日朝座の論義について検証してみたい。

二日目の問者は、延暦寺の尊珍、答える側の講師は、興福寺の隆覚である。天台宗の教学に拠る尊珍と、法相宗の教学に立脚する隆覚が、『法華経』に書かれている経文の内容をめぐり論義を交しているのである<sup>29</sup>。

次に掲げる記事は、尊珍と隆覚の問一答である。

問、有処付明味・淨・無漏三種定、且有不能離欲界煩惱得初禪味定耶。

これは『発智論』一七にみえる味定・淨定・無漏定の三種類の禪定が論議の主題となっているのである。<sup>20</sup> 問者の尊珍は、欲界にいたまま初禪の味定を得ることが可能なかを問いかけているのである。これに対して講師の隆覚が、「不可有」と解答し、一方の尊珍は、この解答を不満とし、次に掲げる反論を試みるのである。

味・淨・無漏、殊雖三種禪定相分トモ、離欲界繫縛、彼此既無差齊者耶。

右に掲げた尊珍の反論では、三種の禪定に分類すると言っても、欲界の繫縛を離れているから、三種の禪定に差はないというが、果してそうであろうか、と論を展開しているのである。つまり隆覚がありえないと解答したのに対して、尊珍は、初禪の味定に到達できると反論しているのである。いわば、欲界の煩惱の存在をめぐる『発智論』をテキストとして、両者は議論を展開しているのである。禪定という仏教の悟りの過程と煩惱の関係という、仏教の本質的テーマについて、『発智論』というテキストを介して、問者尊珍と講師隆覚が議論をしているのである。しかも、この議論に際して、質問を受け解答する立場にある講師には、事前に問者の側から質問内容は知らされていないのである。

さらに尊珍の反論に答えて、隆覚は、  
但唯識論中俱生煩惱、不障地云々。此意且可知之也、

と述べ、『成唯識論』という別のテキストを引用して、「俱生起」という先天的煩惱と、「分別起」という後天的煩惱を区別する内容を紹介し、「俱生起」が禪定との間に影響関係をもたないという見解を提示するのである。

これに対して、問者の尊珍は、  
重難云、所進申、弁俱生・分別、論蔵ニ非ス云々。

「論蔵」＝『発智論』において、『成唯識論』のように、煩惱を二種に分類する議論はないと提起して、テーマを当初の『発智論』を基本として議論することを求めているのである。

ここまで検証してきたことから理解できる通り、法会の論義出席者には、一つのテーマをめぐる存在する先行の学説、学説を文章化したテキストを全て知識として取得していなければならなかったといえよう。そのために、僧侶は、法会出席にあたり、事前に勉強するための教材として論義草が必要だったのである。

実際の法会の場合において、僧侶は、仏教に関する本質的テーマについて論じたテキストについて、自らの理解に従って、その解釈の妥当性・正当性をめぐり議論を交したのである。

ここまで検証してきた事実から理解できるように、僧侶の教育は、論義という教育方法により、その教育水準の向上を図ったのである。平安後期の僧侶の教育方針において、法会における論義を設定していた点に、大きな特色が存したと言えよう。そして、公請の法会・寺内の法会の中で、多種多様な法会が、教育カリキュラムとして設



定されていたのである。

ここまで検証した結果、僧侶の教育では、法会の場合における論義が重要な役割を果たしていた事実が明らかになったように思う。

本章の最後に、法会の論義に出席した僧侶の評価についてふれておきたい。

『法勝寺御八講問答記』には、論義に出席し、問者に解答した講師について、その成績の評価についての記載はない。しかしながら、法勝寺法華八講のような公請の法会に参列した平安貴族が、法会の論義の様子を記した日記の中で、出席した僧侶に対する評価を加えているのである。<sup>31)</sup>

次に掲げる記事は、藤原宗忠が自らの日記『中右記』に記録した法成寺八講の様子である。

晩頭参法成寺、是依御八講問也、(中略) 朝夕講了後有天台〔編原師実〕 堅義、堅者仁証、是三井寺人、大殿御子、前大僧正弟子也、生年十八云々、探題権大僧都慶朝、一問阿闍梨賢教、論義之間人々感歎歎、年少之時已長仏法、誠是仏日之再中歎。<sup>32)</sup>

これによれば、法成寺法華八講に出席した宗忠は、問者賢教と堅者仁証との間で交された論義を聴講し、「年少之時已長仏法」として、高い評価を仁証に与えているのである。

他方、平安貴族の評価は、かかる高い評価ばかりではなく、時には、「然而件論義詳不答歎」というように、問者の質問に対する解答をめぐり、厳しい評価を下す場合もあったのである。

ここまで検討した事実から理解できるように、法会の論義を聴講した平安貴族によって、僧侶の学力が、一定の水準に達しているか否かという評価が下されていたのである。

さらに、このことは、貴族社会という他の社会に対して、法会の論義を通じて、各宗派が自派の僧侶の教育水準の充実と向上をアピールするという社会的効果も存したと考えることもできるのである。したがって、寺院社会を構成する僧侶の教育では、法会の論義という教育カリキュラムの教育的・社会的重要性は極めて高いものがあつたと理解できよう。

以上、本章では、法会が僧侶の教育に果たした役割について検討してみた。僧侶の教育にとって、法会がカリキュラムの上で必要不可欠なものであつたと理解できるのである。

## おわりに

本稿では、平安後期の寺院を舞台にして展開された法会を取り上げ、僧侶の教育に果たした役割などを中心に考察した。ここで得られた成果を整理しておきたい。

第一に、僧侶の教育の場としての役割を果たした寺院の法会の実態について、主宰者により、公請の法会と寺内の法会が存在したこと、法会開催の手続きや法会の内容構成、この点を明らかにしたように

思う。

第二に、公請の法会と寺内の法会が重層的な体系を構築していた点を指摘した上で、寺院内部における法会の教育的役割について、帰属する僧侶自身が十分認識していた点を検証出来たように思う。

第三に、以上の二点の成果を踏まえた上で、僧侶の教育に使用された教材（聖教）として論義草が存在した事実を指摘した。さらに、僧侶の教育では、法会の場で実施される論義が、その教育の中で重要な役割を果しており、僧侶の教育水準の向上に寄与したであろう事実を指摘し、日本中世の僧侶の教育方針として、法会の中の論義が機能していた点に、大きな特色があることを説明したように思う。しかし、僧侶の教育の中で重要な役割を果した法会が、中世後期に入り、同様の役割を果したのか、という点については今回言及できなかった。この問題については、今後の課題として擱筆したい。

△注▽

- (1) 桃裕行『上代学制の研究』（吉川弘文館、昭和五八年）、名倉英三郎『日本教育史』（八千代出版、昭和五九年）
- (2) 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」（『黒田俊雄著作集』第二巻、法蔵館、平成六年）、永村真「中世東大寺の組織と経営」（塙書房、平成元年）、佐藤道子『中世寺院と法会』（法蔵館、平成六年）、奈良女子大学古代学術センター設立準備室『儀礼にみる日本の仏教』（法蔵館、平成一三年）、山岸常人「顕密仏教と浄土の世界」（元木泰雄編『日本の時代史』七巻、吉川弘文館、平成一四年）など。

- (3) 高山有紀「中世南都寺院における維摩会講師の修学活動」（『日本の教育史学』三六号、平成五年）、同『中世興福寺維摩会の研究』（勉誠社、平成九年）
- (4) 前掲注(2) 黒田論考
- (5) 上島享「中世前期の国家と仏教」（『日本史研究』四〇三号、平成八年）
- (6) 藤原道長が建立した法成寺については、上島享「藤原道長と院政」（『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、平成十三年）。清水擴『平安時代仏教建築史の研究』（中央公論美術出版、平成四年）参照。
- (7) 『兵範記』保元元年一〇月二十九日条
- (8) 『兵範記』保元元年一月一日条
- (9) 『兵範記』保元元年一月七日条
- (10) この点については、前掲注(9)の『兵範記』の記事の中で、堅義者の任命が「被仰你、件僧、宜令遂今年御八講堅義業者」とあるように、氏長者藤原忠通の長者宣により行われている事実からも明らかである。
- (11) 『兵範記』保元元年二月一日条
- (12) 法成寺法華八講の場合、十二月一日に「法相宗論義」、三日に「天台宗論義」が設定され、各々自宗の教学（字問）水準の高さを主張する仕組みになっていたのである。
- (13) 国家が主宰する法会体系の中における宮中最勝講の歴史や位置については、前掲注(5) 上島論考参照。
- (14) 仁和寺紺表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界』（勉誠社、平成七年）
- (15) 前掲注(14) 所収「最勝講講師次第」
- (16) 中世寺院社会と「王法仏法相依」の理念との関係をめぐっては、黒田俊雄『王法と仏法—中世史の構図—』（法蔵館、平成一三年）、前掲注(2) 黒田論考を参照。
- (17) 例えば、興福寺の慈恩会については、佐々木令信「平安朝寺院組織の研

究」(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』八号、平成三年)を参照。

(18) 前掲注(2) 山岸論考

(19) 「諸宗疑問論義抄」(平岡定海編『東大寺宗性上人之研究並史料』下巻、臨川書店、昭和三五年)

(20) 前掲注(2) 山岸論考、注(5) 上島論考を参照。

(21) 技術と呪術が未分離の中世社会では、モノの生産には、宗教の存在が必要不可欠であったといえる。この点については、平雅行『親鸞とその時代』(法蔵館、平成一三年)を参照。

(22) 『兵範記』保元元年一月一八日条

(23) 永村真『中世寺院史料論』(吉川弘文館、平成一二年)

(24) 堅義は、受験者に相当する堅者が、法会の当日に与えられた問題について、自らの見解を試問者に表明し、堅者の見解の可否を、精義と呼ばれる役職の僧が判定するもの。日頃の勉学の成果を問う学力試験に該当する。

(25) 「諸宗疑問論義抄」(前掲注(19) 所収)

(26) 『中右記』承德二年一〇月一二日条

(27) 『長秋記』天承元年七月三日条の記事に、「上皇女院御幸白河殿、自今日被始御八講、七日故院御忌日也」とみえる。

(28) 平岡定海編『東大寺宗性上人之研究並史料』上巻、(臨川書店、昭和三五一年)に収められている。また、「法勝寺御八講問答記」天承元年条本文(『南都仏教』七七号、平成一一年)に、詳細な訓読と注釈などが付されている。

(29) 法相宗と天台宗は、両宗の間で活発な教学論争を展開した歴史がある。

この点については、富貴原章信『中国日本仏性思想史』(国書刊行会、昭和六三年)、田村晃祐「天台宗と法相宗の論争」(『仏教思想史』五号、昭和五八年)を参照。

(30) 味定・浄定・無漏定は、精神の動きを示す仏教用語。煩惱を断つ精神の過程を示している。

(31) 平安貴族の日記が、現在のようない私的出来事などを記録するものではなく、基本的に公的なものであり、公開されるもので、国政の運営上、必要不可欠なものであった。この点については、松蘭斎『日記の家』(吉川弘文館、平成九年)、拙稿「院政期平安貴族の家庭教育について」(『大阪電気通信大学人間科学研究』第三号、平成一三年)を参照。

(32) 『中右記』承德元年一二月三日条

(33) 『長秋記』天承元年五月二〇日条